

25人事院勧告

月例給15,014円(3.62%)、一時金0.05月分を 4年連続引上げ勧告

人事院は8月7日、国会および内閣に対し、月例給を15,014円(3.62%)、一時金0.05月分の引上げを勧告しました。俸給表については、大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、すべての級・号俸で2.7%以上の引上げが行われました。この間、課題となっていた中高齢層も含め全号俸で8,300円以上の引上げとなり、自動車等使用者の通勤手当の改善、駐車場の利用に対する通勤手当が新設されました。また、官民給与の比較方法の見直しとして、現行50人以上とされている比較企業規模を100人以上としました。勧告・報告の概要は以下のとおりです。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

国家公務員行動規範の周知・啓発

府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

働きやすさと成長が両立する公務

誰もが挑戦できる開かれた公務

・職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

・採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し

・業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充

・職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

・月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】

・自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】

・様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】

・国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

・経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

・インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】

・柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】

・技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

神戸市労連ニュース

No. 11 [25. 8. 7]

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

● 俸給

- ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

【直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ① 官民給与の比較方法、② 本府省業務調整手当、③ 特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④ 昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

自動車等使用者に対する通勤手当の状況

その１ 民間における支給状況

(令和７年職種別民間給与実態調査)						
距離段階別定額制における支給月額						
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,134円	7,287円	13,616円	19,872円	26,162円	32,418円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	38,726円	47,080円	53,608円	59,820円	66,437円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その２ 現行の公務における手当額

使用距離区分別手当額						
距離区分 (片道)	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	18,700円	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円
距離区分 (片道)	60km以上					
手当額	31,600円					

その３ 改正後の公務における手当額（令和７年４月適用）

使用距離区分別手当額						
距離区分 (片道)	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	19,700円	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円
距離区分 (片道)	60km以上					
手当額	38,700円					

その４ 改正後の公務における手当額（令和８年４月施行）

使用距離区分別手当額						
距離区分 (片道)	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	19,700円	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円
距離区分 (片道)	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
手当額	38,700円	42,200円	45,700円	49,200円	52,700円	56,200円
距離区分 (片道)	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上			
手当額	59,600円	63,000円	66,400円			